

真岡まちづくり拠点「コレカラ」シェアオフィス利用規約

令和7年3月17日改正

1. 趣旨

この利用規約(以下「本規約」といいます)は、真岡まちづくり拠点「コレカラ」2階のシェアオフィス(以下「本施設」といいます。)の利用時に適用される諸条件を定めるものです。本施設の利用に際しては、本規約をお読みいただいたうえで、これらに同意いただく必要があります。

2. 施設の設置目的

本施設は、真岡まちづくりプロジェクト(通称まちつく)から始まった、真岡市の市民協働によるまちづくりから、中心市街地活性化を図っていく社会実験の舞台となる場所です。

市民協働のまちづくりから一步進めて「協創(共創)のまちづくり」を目指していくものであり、市民の「やってみたい」の一步目を踏み出す場所として、本施設の2階は、個人事業主等のシェアオフィスとして、まちなかの新たなにぎわい創出を図るため、設置するものです。

3. 利用料及び利用サービス

会員及び各種会員が利用可能なサービスについて以下の通り規定します。

(1) 会員

本施設の利用に当たり必要となる情報を登録した者。

(2) 利用料金

別表のとおり

4. 利用開始手続き

(1) 登録フォームより会員情報を入力ください。また、法人登記の所在地や連絡先として使用する場合は、別に利用申請をご提出ください。

(2) 会員登録完了後、登録完了メールを送信いたします。また、本施設に出入りするためのスマートロック(Qrio Lock)についてもご案内いたします。

(3) 初回ご利用時に、身分証等(運転免許証等、本人を確認できるもの)をご提示ください。

5. 所在地の設定

(1) 法人登記の所在地や連絡先として、所在地の設定を希望する場合、利用申請を提出していただき、事業の内容や、施設利用時の禁止事項等を踏まえて審査させていただきます。

- (2) 設定する場合の利用期間は、最長 12 ヶ月とし、利用開始日から 12 ヶ月後の月末までを利用期間とします。
- (3) 最長 12 ヶ月の期間満了の 2 ヶ月前に申し出た場合、協議の上で、さらに 12 ヶ月の延長を認める場合があります。
- (4) 郵便物は、屋外のポスト 1 箇所で受け取り、管理人がシェアオフィス内の個別ロッカーへ再投函します。郵便物不着等によるトラブル対応はいたしませんので、ご了承ください。
- (5) 本人による受け取りが必要な書留や内容証明郵便、宅配便等の受け取り代行はいたしませんので、ご了承ください。
- (6) 利用期間満了前に、所在地を変更し、変更後の登記簿の写しをご提出ください。利用期間満了後の郵便物等については、本施設では受け取り、保管をいたしませんので、ご了承ください。

6. 施設利用時の禁止事項

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる行為
- (2) 政治的、宗教的活動などに利用する行為
- (3) 暴力団の活動又はこれを助長するおそれがあると認められる行為
- (4) 施設等を損傷するおそれがあると認められる行為
- (5) 利用承認等を受けた以外の施設に立ち入り、又は附属設備及び備品を利用する行為
- (6) その他当施設の管理運営上支障があると認められる行為
 - ・ 飲料補給、軽食以外の食事をする事
 - ・ 引火物、爆発物その他危険物等を持ち込むこと
 - ・ 騒音、怒声、暴力行為等の他人に迷惑又は危害を及ぼす行為
 - ・ 汚物、紙片等を取乱又は投棄し、若しくは施設の安全衛生を損なう行為本施設では、上記のいずれかに該当するときは、施設の利用を承認しない、又は利用の承認を取り消し、もしくは利用を制限、あるいは停止することがあります。この場合も、既に納入いただいた利用料金は返還しません。
- (7) 利用承認後、利用者の都合により利用内容を変更又は利用を取消す場合は、所定の「利用変更（取消し）承認申請書」をご提出ください。毎月 20 日までに手続きが完了すると、翌月以降の適用となります。
- (8) 利用承認後、利用者の都合で施設の利用内容を変更又は取消す場合は、既に納入いただいた利用料金は返還しません。
- (9) 利用者は、その利用を終了したとき(利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復して返還しなければなりません。

- (10) 利用者は、その利用中に施設、付属設備等が損傷し、または滅失したときは、直ちにその旨を受付スタッフに届け出て、その指示を受けなければなりません。

7. 開場日、利用可能時間

午前9時～午後9時まで

8. その他

本施設は社会実験の場であることから、本規約の内容は必要に応じて追加や見直しを行う場合があります。なお、規約の改訂を行った場合には全会員にメール等でお知らせします。

真岡まちづくり拠点「コレカラ」

管理者：真岡市総合政策部プロジェクト推進課まちづくり推進係

電 話：0285-81-6949（市役所直通）

Mail : project@city.moka.lg.jp

mokamachikyoten@gmail.com

その他、インスタグラムDMもご利用いただけます。

別表 利用料金

	月額利用料	備考
月額利用料	5,000円	ただし、実験期間として月額5,000円とする。 実験期間を終了する場合は、その前々月までに、利用者あて個別通知いたします。
所在地設定	+5,000円	月額利用料に5,000円を追加し、所在地としてご利用いただけます。

注1 月の中途から利用を開始する場合の当該月の使用料の額は、以下の算定式による日割計算とする。

(月額利用料) ÷ (当該月の日数) × (利用日数) = 中途からの利用料

2 1の規定により算出した額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。